



長野県林業大学校とハスクバーナ・ゼノア株式会社

Husqvarna

との教育連携に関する 協定書

ZENOAH

長野県林業大学校（以下「甲」という。）とハスクバーナ・ゼノア株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携により、将来森林・林業を志す若者の育成に資するため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲と乙が有する人的・物資源と知的資産を活用し、相互の幅広い連携のもと、森林・林業の担い手となる林業大学学生の育成を図り、もって日本の森林・林業を支える人材育成に寄与することを目的とする。

(連携事項)

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 日本の森林・林業の未来を担う学生の技術向上に関する事
- (2) 甲の学生への乙および乙の有するWLCチームメンバーによる世界レベルのチェーンソー技術の供与に関する事
- (3) 甲の学生による乙の林業機械、防護ウェアなどのモニター実施に関する事
- (4) 森林・林業の魅力について乙製品を通じ広報することで、森林・林業への就業を志す学生の意欲喚起を図る事
- (5) その他本協定の目的を達成するために必要な事項を行う

2 甲と乙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、必要に応じて協議を行うものとする。

(守秘義務)

第3条 甲と乙は、本協定に基づく活動において、相手方より知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に対し開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

(有効期間)

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、更に1年間この協定は更新されるものとし、その後も同様とする。

(協議事項)

第5条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項について必要があるときは、甲と乙が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自1通を保有する。

平成29年(2017年) 5月 25日

甲 長野県木曾郡木曾町新開4385-1
長野県林業大学校
校長 山口 勝也



乙 埼玉県川越市南台1-9
ハスクバーナ・ゼノア株式会社
代表取締役社長 エリック ステッグマイヤ



Husqvarna

ZENOAH